

学生・教職員各位

國學院大學北海道短期大学部
危機管理委員会
委員長 学長 平野 泰樹

新型コロナウイルス感染症対策について

日本国内における新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、皆様方の健康と安全、感染拡大防止を最優先に考え、3月19日に予定していました國學院大學北海道短期大学部の卒業式並びに入学式を中止することとしました。また、授業開始につきましても例年よりも遅いスタートとなります。首都圏においては、感染者が急増し、世界各国においても感染拡大が続いており、その終息が見通せない状況となっています。つきましては、本学における新型コロナウイルス感染症対策の今後の対応を、次のとおりとしますので、皆様方におかれましては、ご協力・ご理解についてよろしくお願い申し上げます。

Index

- 1. イベント等について・・・p1
- 2. 感染予防・・・p1
- 3. 教室の換気など・・・p2
- 4. 症状がある場合・・・p2
- 5. 陽性者と適切な感染予防なしに接触した場合・・・p2
- 6. ご家族に感染が疑われる人がいる場合・・・p3
- 7. 感染が診断された場合・・・p3
- 8. 海外から帰国した学生・教職員への対応・・・p3
- 9. その他衛生管理について・・・p4

1. イベント等について

(1) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、当面の間、本学が主催する多人数の参加が予定されるイベント等について、次のいずれかに該当する場合は、原則として「中止」又は「延期」の判断を行うものとします。

- ① 参加者同士が濃厚接触する可能性が高いイベント、飲食を伴うイベント等
- ② 特に、重症化リスクが高いとされる方が多く参加するイベント等

(2) 不急の集会（食事会や飲み会を含む。）についても「延期」又は「自粛」し、濃厚接触の機会を減らすよう努めてください。イベント等を行う場合であっても、参加者の手洗いの推奨やアルコール消毒薬の設置、マスクの着用の励行等の感染拡大の防止に向けた対策を行ってください。

(3) 学生・教職員は、各自感染のリスクを最小限に抑えるための行動をとってください。特に、若者は不顕性感染（感染はしているが症状が出ない。）の場合もあり、自分自身が感染源となって他者に感染させる可能性もあることを自覚して行動してください。

2. 感染予防

(1) 感染は、飛沫感染と接触感染によると言われています。手指衛生（流水と石鹸による手洗い、アルコールによる手指消毒）を励行してください。咳やくしゃみ、鼻汁、咽頭痛、発熱などの症状が一つでもある場合は、マスクを着用し咳エチケットを徹底してください。

(2) 不要不急の外出は控えるようにしてください。

- (3) 多人数が長時間同じ空間にいる場合には、こまめな換気を実施するとともに、前述の感染予防を励行してください。
- (4) 「手洗い」や「咳エチケット」など感染症対策を促すポスター等をトイレなど校舎施設に掲示します。
- ①「正しい手の洗い方」ポスター・・・各トイレ男女 18 か所
 - ②「咳エチケットと正しいマスクの着用」ポスター・・・各教室
 - ③「新型コロナウイルスを防ぐには」ポスター・・・各階掲示板 5 か所

3. 教室の換気など

- (1) アルコールによる手指消毒を行い、できる限りマスクを着用して入ってください。
- (2) 休み時間ごとに窓を開けて換気してください。また、授業中はできる限りドアや窓を少し開けてください。90分授業の中間（45分後）で5分程度、窓を全開して空気の入れ替えを行ってください。当分の間、寒いので、コートの着用や厚着をするなどの工夫をしてください。
- (3) 教室のスペースに余力があれば、一人ひとりの間隔を空けるようにしてください。例えば3人掛け机の場合は両端に着席させるなど、座席配置を工夫してください。
- (4) 各教室の教卓に換気等についての注意事項を貼り付けます。

4. 症状がある場合

- (1) 37.5° C 以上の発熱を伴う風邪の症状がある場合は、自宅療養を行い、登校・就業はしないこと。毎朝体温を測定して記録しておいてください。
- (2) 自宅療養中に次のような症状がみられた場合、すぐに医療機関を受診してください。
 - ①呼吸が苦しくなった時（呼吸数が1分間に20回を超える状態が続く、唇が紫色に）
 - ②意識状態がもうろうとしてきた時（呼びかけに応えないなど）
 - ③血圧低下・ショック症状等（顔色が蒼白になったり、手足の指先が冷たくなる時）
 - ④食事が食べられない。水分が摂れなくなった時
- (3) さらに、この症状が4日以上続く場合（高齢者や基礎疾患等のある者は、2日程度）あるいは強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、電話で、最寄りの保健所や次の電話相談窓口にご相談し、その指示に従ってください。
- (4) 登校・就業許可の目安としては、解熱薬を使用しない状態での解熱(37℃未満)が確認でき、それが48時間以上継続した状態です。学生及び教職員は「感染症治癒証明書」に必要な事項をご自身で記入し、健康相談室に持参の上、登校・就業許可の面接を受けてください。

※新型コロナウイルスに関する相談窓口

- ◆厚生労働省電話相談窓口（コールセンター） Tel. 0120-565653（09:00-21:00 土日祝含む。）
- ◆札幌市保健所（新型コロナウイルス相談窓口） Tel. 011-632-4567（09:00-21:00 土日祝含む。）
- ◆旭川市保健所 Tel. 0166-26-2397（平日 08:45-17:15）
- ◆岩見沢保健所 Tel. 0126-20-0100（平日 08:45-17:15）
- ◆滝川保健所 Tel. 0125-24-6201（平日 08:45-17:15）
- ◆北海道保健福祉部健康安全局地域保健課 Tel. 011-204-5020（24時間）

5. 陽性者と適切な感染防護なしに接触した場合

- (1) 保健所が濃厚接触者と特定した場合、感染している可能性があることから、潜伏期間を考慮し、2週間、出席停止・就業禁止とする。毎日体温を測定し記録してください。
- (2) 2週間以内に症状が出た場合は、他の人との接触を避け、マスクを着用し、速やかに電話で、帰国者・接触者相談センター（滝川保健所Tel.0125-24-6201）に相談し、健康相談室にもその相談結果をご報告ください。

- (3) 症状が出ずに最終接触日から2週間経過した場合は、経過観察終了となります。学生及び教職員は「感染症治癒証明書」に必要事項をご自身で記入し、健康相談室に持参の上、登校・就業許可面接を受けてください。

※濃厚接触の具体例

- ①新型コロナウイルス陽性者(以下陽性者)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機等を含む)があった。
- ②陽性者と適切な感染防護なしに、診察、看護もしくは介護をした。
- ③陽性者の気道分泌物もしくは体液等の汚染物質に直接触れた。
- ④陽性者と会食した。
- ⑤必要な感染予防策なしで、陽性者に手で触れた。
- ⑥陽性者と会話することが可能な距離(目安として2m)で接触した。

6. ご家族に感染が疑われる人がいる場合

ご家族に新型コロナウイルスの感染が疑われる人(疑似症の方)がいる場合、検査まで数日間かかることから、結果が出るまで出席停止・就業禁止とする。登校・就業はしないこと。自宅での健康状態を監視してください。

- ①疑似症の方と他の同居者の部屋を可能な限り分ける。
- ②疑似症の方の世話をする人は、できるだけ限られた方(一人が望ましい)にする。
- ③できるだけ全員がマスクを使用する。
- ④小まめにうがい・手洗いする。
- ⑤日中はできるだけ換気をする。
- ⑥取っ手、ノブなどの共用する部分を消毒する。
- ⑦汚れたリネン、衣類を洗濯する。
- ⑧ゴミは密閉して捨てる。

7. 感染と診断された場合

- (1) 医療機関において新型コロナウイルス(指定感染症)に感染していると診断された場合、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき出席停止、「就業禁止」とします。また、学校保健安全法の「第一種感染症」とみなされるため、主治医の許可があるまで出席停止・就業禁止とします。
- (2) 感染あるいはその疑いと診断された場合は、直ちに、学生は学生支援課健康相談室(電話 0125-23-4111 内線 99)に、教職員は、総務課(電話 0125-23-4111 内線 15)に必ず連絡してください。
- (3) 期間については、北海道知事の勧告等による期間とする。
- (4) 医師から治癒の診断がおりたら「感染症治癒証明書」に病名と欠席の期間を記載してもらい、学生支援課健康相談室又は総務課に提出してください。

8. 海外から帰国した学生・教職員への対応等

- (1) 新型コロナウイルスによる感染症の流行国に限らず、全ての海外から帰国した学生・教職員及び渡航中の学生・教職員は次の対応をお願いします。また、潜伏期間があることから、日本入国又は帰国の日の翌日から起算して2週間は自宅で休養し、自身の体調の変化や症状に注意して健康観察を行ってください。
- (2) なお、すでに日本に帰国した学生・教職員にあっても、帰国後2週間が経過していない場合は、次の対応をお願いします。

①海外から帰国した学生・教職員

- ・帰国後直ちに、学生は学生支援課に、教職員は総務課に電話又は電子メールで帰国したこと及び現在の所在地を報告すること。
- ・帰国の翌日から起算して2週間は、症状がなくとも、毎朝必ず体温測定するなどの健康観察を行い、自宅待機すること。

②海外へ渡航中の学生・教職員

- ・学生は学生支援課に、教職員は総務課に電話又は電子メールで、現在の状況（健康状態・帰国の予定等）を報告すること。

(3) 外務省の「検疫強化対象地域」、「入管法に基づく入国制限対象地域」など、今後変更があり得るので、外務省海外安全ホームページや厚生労働省新型コロナウイルス感染症の水際対策の抜本的強化についてのホームページなどにより最新の情報に注意すること。

(4) 学生・教職員の海外渡航については、外務省が発出する危険情報及び感染症危険情報の危険レベルなど、最新情報を確認し、感染予防に万全を期してください。

9. その他衛生管理について

(1) 校舎施設や学生・教職員・来校者などの衛生管理については、手や皮膚の消毒を行う場合は、「消毒用アルコール」を使用する。

(2) ドアの取っ手やノブなど、学生等が手を触れる箇所は、500m l のペットボトル 1 本の水に塩素系漂白剤 5 m l（ペットボトルのキャップ 1 杯分）を入れた 0.05%の次亜塩素酸ナトリウムをペーパータオル等に十分に含ませて拭いた後、水拭きすること。

※一般的に「塩素系漂白剤」は、塩素濃度約 5%又は 10~12%で販売されている。

(3) トイレや洗面所の清掃は、500m l のペットボトル 1 本の水に塩素系漂白剤 10m l（ペットボトルのキャップ 2 杯分）を入れた 0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液をペーパータオル等に十分に含ませて拭いた後、水拭きすること。

(4) 消毒対象は、次のとおり。

- ドアノブ ○窓の取っ手 ○照明のスイッチ ○ソファ ○テーブル ○椅子
- 電話機 ○パソコンのキーボード・マウス ○子どものおもちゃ ○床 ○壁
- 水道の蛇口 ○シャワーヘッド ○浴槽 ○洗面器 ○排水溝
- 水洗トイレの便器・流水レバー・便座とフタ・汚物入れ
- EV の呼出ボタン・停止階ボタン ○体育施設、ボール等運動用具
- 音楽室、ピアノ室のピアノ鍵盤等

(5) 特に、トイレでの感染例が多いことから、従来のポンプ式泡石鹼よりも、触らずに石鹼が出てくる「ハンドソープノータッチディスペンサー」の方が大きな効果があることから、多目的トイレを含め、男女全トイレに 1 個ずつ全 18 か所に設置する。

(6) トイレを使用して手洗い後、しっかりと手を拭うために、ペーパータオルを設置する。